

2. 必要経費

(1) 売上原価

6,834,000円 + 75,559,600円 - (注) 6,817,000円 = 75,576,600円

(注) 年末商品棚卸高

6,480,000円 + 2,022,000円 × 1/6 = 6,817,000円

(2) 営業費

22,353,375円 - 78,000円 - 491,250円 - 1,227,500円 - 83,000円 - 800,000円 - 320,000円 - 1,700,000円 - 1,215,000円 × 35% = 17,228,375円

(3) (委託販売手数料)

2,500,000円 × 8% = 200,000円

(4) 共同アーケード償却費

320,000円 × (9月 / (5年 × 12月)) = 48,000円

(5) 減価償却費

① 商品倉庫 A

9,000,000円 × 0.9 × 0.066 × 5/12 = 222,750円

② 商品倉庫 B

11,000,000円 × 0.067 × 6/12 = 368,500円

③ 商品陳列棚 A

1,200,000円 × 0.9 × 0.125 × 5/12 = 56,250円

④ (商品陳列棚 B)

1,500,000円 × 0.125 × 5/12 = 78,125円

⑤ 小計 ① + ② + ③ + ④ = 725,625円

(6) 資産損失

6,416,100円 - 222,750円 - 6,000,000円 = 193,350円

(7) 青色専従者給与

3,500,000円 + 2,500,000円 = 6,000,000円

(8) 貸倒引当金繰入額

① 個別評価

800,000円 × 50% = 400,000円

② 一括評価

イ. 年末債権の額

1,300,000円 + 200,000円 + 6,500,000円 - 3,000,000円 × 1/6 + 2,200,000円 = 9,700,000円

ロ. 実質的に債権とみられないものの額

a. 原則法

200,000円 + 300,000円 = 500,000円

b. 簡便法

(注) 簡便割合

9,700,000円 × 0.061 = 591,700円

(注) 簡便割合

390,000円 / 6,310,000円 = 0.0618... → 0.061

c. 判定

a > b ∴ 500,000円

(該当するものを○で囲むこと)

ハ. 年末貸金の額 イ - ロ = 9,200,000円

ニ. 繰入額

9,200,000円 × 55/1,000 = 506,000円

③ 小計 ① + ② = 906,000円

(9) 合計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) = 100,877,950円

3. 所得の金額 1. - 2. = 15,473,050円

譲渡所得

分離短期 3,300,000円

分離長期 4,220,000円

総合長期 715,000円

1. 譲渡損益の計算

(1) 分離短期 (土地 B)

19,700,000円 - (15,810,000円 + 590,000円) = 3,300,000円

(2) 分離長期 (土地 A)

27,000,000円 - (21,970,000円 + 810,000円) = 4,220,000円

(3) 総合長期 (商品陳列棚 A・絵画)

① 総収入金額

50,000円 + 2,800,000円 = 2,850,000円

② 取得費

(491,250円 - 56,250円 = 435,000円) + 1,050,000円 = 1,485,000円

③ 譲渡費用 150,000円

④ ① - (② + ③) = 1,215,000円

		2. 所得の金額 (1) 分離短期 <input type="text" value="3,300,000"/> 円 (2) 分離長期 <input type="text" value="4,220,000"/> 円 (3) 総合長期 <input type="text" value="1,215,000"/> 円 - <input type="text" value="500,000"/> 円 = <input type="text" value="715,000"/> 円
一時所得	<input type="text" value="1,792,250"/> 円	1. 総収入金額 <input type="text" value="4,066,000"/> 円 + <input type="text" value="2,400,000"/> 円 = <input type="text" value="6,466,000"/> 円 2. 支出した金額 <input type="text" value="4,173,750"/> 円 3. 所得の金額 1. - 2. - <input type="text" value="500,000"/> 円 = <input type="text" value="1,792,250"/> 円
(雑)所得	<input type="text" value="210,000"/> 円	

2. 課税標準の計算

総所得金額	<input type="text" value="17,991,675"/> 円	$197,000\text{円} + 858,000\text{円} + 15,473,050\text{円} + 210,000\text{円} + (715,000\text{円} + 1,792,250\text{円}) \times \frac{1}{2} = \text{17,991,675 円}$
短期譲渡所得の金額	<input type="text" value="3,300,000"/> 円	
長期譲渡所得の金額	<input type="text" value="4,220,000"/> 円	
合計	<input type="text" value="25,511,675"/> 円	

3. 所得控除の計算

医療費控除	<input type="text" value="315,500"/> 円	$415,500\text{円} - \left\{ \begin{array}{l} 25,511,675\text{円} \times 5\% = 1,275,583\text{円} \text{ ①} \\ 100,000\text{円} \text{ ②} \end{array} \right\}$
社会保険料控除	<input type="text" value="1,128,500"/> 円	
(生命) 保険料控除	<input type="text" value="120,000"/> 円	①, ②のうちいずれか(少ない・多い)方の金額 (該当するものを○で囲むこと)
		1. 一般分 <input type="text" value="140,000"/> 円 > <input type="text" value="80,000"/> 円 ∴ <input type="text" value="40,000"/> 円
		2. 個人年金分 $78,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = \text{44,500 円}$
		3. 介護医療分 $75,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = \text{38,750 円}$
		4. 合計 1. + 2. + 3. = <input type="text" value="123,250"/> 円 > <input type="text" value="120,000"/> 円 ∴ <input type="text" value="120,000"/> 円

(地震) 保険料控除	<input type="text" value="50,000"/> 円	<input type="text" value="67,000"/> 円 > <input type="text" value="50,000"/> 円 ∴ <input type="text" value="50,000"/> 円
障害者控除	<input type="text" value="750,000"/> 円	
配偶者控除	<input type="text" value="380,000"/> 円	
扶養控除	<input type="text" value="1,210,000"/> 円	<input type="text" value="630,000"/> 円 + <input type="text" value="580,000"/> 円 = <input type="text" value="1,210,000"/> 円
基礎控除	<input type="text" value="380,000"/> 円	
合計	<input type="text" value="4,334,000"/> 円	

4. 課税所得金額の計算

(1) 課税総所得金額	<input type="text" value="13,657,000"/> 円	<input type="text" value="17,991,675"/> 円 - <input type="text" value="4,334,000"/> 円 = <input type="text" value="13,657,000"/> 円	<input type="text" value="1,000"/> 円 未滿切捨
(2) 課税短期譲渡所得金額	<input type="text" value="3,300,000"/> 円		<input type="text" value="1,000"/> 円 未滿切捨
(3) 課税長期譲渡所得金額	<input type="text" value="4,220,000"/> 円		<input type="text" value="1,000"/> 円 未滿切捨

5. 納付税額の計算

4の(1)に対する税額	<input type="text" value="2,970,810"/> 円	<input type="text" value="13,657,000"/> 円 × 33% - <input type="text" value="1,536,000"/> 円 = <input type="text" value="2,970,810"/> 円
4の(2)に対する税額	<input type="text" value="990,000"/> 円	<input type="text" value="3,300,000"/> 円 × <input type="text" value="30"/> % = <input type="text" value="990,000"/> 円
4の(3)に対する税額	<input type="text" value="633,000"/> 円	<input type="text" value="4,220,000"/> 円 × <input type="text" value="15"/> % = <input type="text" value="633,000"/> 円
算出税額計	<input type="text" value="4,593,810"/> 円	
配当控除	<input type="text" value="9,850"/> 円	<input type="text" value="197,000"/> 円 × <input type="text" value="5"/> % = <input type="text" value="9,850"/> 円
差引所得税額	<input type="text" value="4,583,960"/> 円	
源泉徴収税額	<input type="text" value="55,000"/> 円	<input type="text" value="275,000"/> 円 × 20% = <input type="text" value="55,000"/> 円
申告納税額	<input type="text" value="4,528,900"/> 円	<input type="text" value="100"/> 円 未滿切捨
予定納税額	<input type="text" value="1,700,000"/> 円	
納付税額	<input type="text" value="2,828,900"/> 円	

第3回所得税法1級模擬問題解説

①

第1問 理論問題

第2問 寄附金控除

納税者が特定寄附金を支出した場合には、その納税者の総所得金額等から次の算式によって計算した金額を差し引くことができる。

$$\text{寄附金控除} = \left[\begin{array}{l} \text{「支出した特定寄附金の額」と「総所得金額} \\ \text{等の合計額} \times 40\% \end{array} \right] \text{のいずれか低い方の金額} - 2,000\text{円}$$

特定寄附金の範囲は、国等、指定寄附金、特定公益増進法人等に対する寄附金である。

日本赤十字社及び社会福祉法人に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金に該当する。

第3問 雑所得の金額

(1) 生命保険契約に基づく年金は、雑所得とする。この際の各年に受ける年金は、下記の算式で所得金額を計算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{支払を受け} \\ \text{る年金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{年金の支払開始日後にお} \\ \text{いて分配される剰余金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{支払を受け} \\ \text{ける年金} \end{array} \times \frac{\text{掛金の総額} - \text{年金支払開始日前に} \\ \text{分配された剰余金}}{\text{年金の支払総額}} \right)$$

(2) 事業と称するに至らない程度の規模の特許権使用料は、雑所得の対象とする。この場合に10%の源泉所得税額控除後である雑所得は、 $\{(収入 \div (1 - 0.1))\}$ で計算する。

(3) 遺失物拾得に伴う報労金は、一時所得とする。

(4) 人格のない社団等から受ける収益の分配金は、雑所得とする。

(5) 友人に貸付した元本及び利息の回収不能分は、雑所得の必要経費とする。

第4問 総合問題

解答用紙の に、資料を読み解きながら数字を記入し計算を進め、所得税の納税額を求める問題である。

●問題文の[資料]について説明する。

[資料1]

付記事項

項目1. 棚卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法を所轄税務署長へ届出していないので、棚卸資産の評価方法は「最終仕入原価法」、減価償却資産の償却方法は「定額法」となる。

項目2. 下記の青色申告制度採用による特典がある。

① 青色専従者給与の必要経費算入

② 青色申告特別控除 650,000円（事業所得又は不動産所得を生ずる場合。不動産所得→事業所得の順に控除する。）

第3回所得税法1級模擬問題解説

②

項目3. 事業所得の総収入金額

(1) 委託販売 受託者が委託品を販売したときに収入を計上する。

(2) 低額譲渡 通常の販売価額×70%－譲渡対価の額を収入に計上する。

(3) 計上基準 商品引き渡しの時期を収益計上時期とする。

(4) 家事消費 取得価額と販売価額×70%を比較し、多い方を収入に計上する。

項目4. 収入はそれぞれの所得に区分して、各種所得の金額を計算する。

(1) 株式に係る利益剰余金の配当は、配当所得となる。

(2) 倉庫の火災保険金は、資産損失の計算上差し引く。

(3) 商品陳列棚Aは、5年以上の保有であるので総合長期譲渡所得である。

(4) 仕入割引については、通知を受けたときに収入に計上する。

(5) 貸付金の利子収入は、事業の関連性が認められるものは事業所得となる。それ以外のものは雑所得となる。

(6) アパートの貸付けに係る収入のうち賃貸料収入と権利金収入は不動産所得となる。また、敷金のうち、返還を要しない金額については、不動産所得となる。

(7) 営業保証金は預かり金であり、収入とはならない。

(8) 満期保険金契約のうち、生命保険契約に係る剰余金の分配は一時所得とする。

項目5. 項目1により最終仕入原価法で評価する。

項目6. 必要経費になるかどうか判断し、それぞれの各種所得の計算に区分する。

(1) 株式取得のための借入金の利子は、配当所得の計算上必要経費に計上する。

(2) 後かたづけ費用は、事業所得の必要経費となる。

(3) 減価償却費 使用月数を按分する。償却方法は項目1により定額法である。陳列棚の減価償却費は、事業所得の計算上必要経費に計上する。

(4) アパートに係る減価償却費以外の経費は、事業所得の必要経費に計上する。

(5) 店舗に係る損害保険料は、本年分のみ事業所得の計算上必要経費となる。但し、積立保険料は、必要経費の対象外とする。

(6) 手形交換所において、取引停止処分を受けた売掛債権は事業所得の計算上貸倒引当金として50%の引当金繰入を必要経費に計上できる。個別評価とし、一括評価の債権から除外する。

(7) 共同アーケードを建設するための支出負担金は、事業所得の計算上必要経費に計上できる。

(8) 予定納税額は、必要経費とはならない。

(9) 家事上の経費は、必要経費に算入できない。

項目7. 減価償却費 使用月数按分をする。償却方法は項目1により定額法である。

① 賃貸用アパートの減価償却費は、不動産所得の計算上必要経費に計上する。

第3回所得税法1級模擬問題解説

③

② 商品倉庫、商品陳列棚の減価償却費は、事業所得の計算上必要経費に計上する。

項目8. 青色専従者給与は、事業所得の計算上必要経費となるが、届出をした額を限度とする。

項目9. 貸倒引当金

- (1) 割引手形の年末現在決済日の到来していないものは、一括評価の年末債権の額に計上する。
- (2) ① A商店に対する委託販売3,000,000円のうち売れていない6分の1相当分(500,000円)は、一括評価の年末債権額より控除する。委託販売料(委託販売額の8%)は事業所得の計算上必要経費となる。
② 貸倒損失800,000円のうちその50%相当額は、貸倒引当金繰入額の個別評価の計算上債権とする。
③ E社に対する買掛金300,000円は、貸倒引当金の計算上、実質的債権とみられないものの額とする。
- (3) 仕入割戻しの未収入金は、債権に該当しないものとする。
- (4) 貸付金の内使用人に対するものは、一括評価の債権額とする。但し、親戚に対するものは、債権額に含めないものとする。
- (5) ① 簡便法による相殺可能額と当年の相殺可能額と比較し、少額の金額を債権額から控除し、期末債権額を確定させる。
② 一括評価による引当金繰入の計算を行う。
③ 個別評価と一括評価とで計算した金額を合算する。

[資料2] 譲渡所得

所有期間を長期と短期に区分する。5年以上保有している土地は「分離長期譲渡所得」、5年未満の土地は「分離短期譲渡所得」、絵画は5年以上保有しかつ譲渡価額が30万円を超えているので「総合長期譲渡所得」となる。総合長期譲渡所得は、特別控除額500,000円を控除する。

[資料3] 一時所得

解約手付金は、一時所得となる。

[資料4] 所得控除

- (1) 医療費控除 医療費の額－保険金の額－合計所得金額の5%(10万円を超える場合は10万円)
- (2) 社会保険料控除 (全額)
- (3) 生命保険料控除 80,000円を超えているので40,000円
- (4) 生命保険料控除 50,000円超100,000円以下なので $\text{支払額} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
- (5) 生命保険料控除 40,000円超80,000円以下なので $\text{支払額} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
- (6) 地震保険料控除 50,000円を限度とする保険料の額の全額

第3回所得税法1級模擬問題解説

④

※ (4)については、旧契約(平成23年12月31日以前に契約を締結した生命保険契約)に係る生命保険料控除の計算を行い、(3)及び(5)については、新契約(平成24年1月1日以後に契約を締結した生命保険契約)に係る生命保険料控除の計算を行う。

なお、(5)の介護医療保険は平成24年1月1日以後契約のものから生命保険料控除の対象となっている。

また、新契約と旧契約の双方がある場合には、生命保険料控除の最高限度額は120,000円となる。

[資料5] 扶養親族

妻 : 配偶者控除 380,000円

長 男 : 青色事業専従者のため扶養控除対象外

次 男 : 青色事業専従者のため扶養控除対象外

三 男 : 特定扶養控除 630,000円

妻の母 : 直系尊属同居老親扶養控除 580,000円

特別障害者控除 750,000円 (同居特別障害者)

●解答用紙 2. 課税標準の計算 について

総合長期譲渡所得金額と一時所得金額は、2分の1にする。
土地譲渡所得の金額は、分離課税となる。

●解答用紙 5. 納付税額の計算 について

課税総所得金額……………普通税率

課税短期譲等所得金額……税率30%

課税長期譲渡所得金額……税率15%

・ 配当控除・源泉徴収税額を控除する。

・ 申告納税額に100円未満の端数があるときは切捨てる。

・ 予定納税額を控除する。

(2) 低額譲渡高

$$140,000 \text{ 円} \geq (210,000 \text{ 円} \times 0.7 = 147,000 \text{ 円})$$

(該当するものを○で囲むこと)

$$\therefore 147,000 \text{ 円}$$

(3) 家事消費高

$$346,000 \text{ 円} < (460,000 \text{ 円} \times 0.7 = 322,000 \text{ 円})$$

(該当するものを○で囲むこと)

$$\therefore 346,000 \text{ 円}$$

(4) 雑収入

$$6,446,400 \text{ 円} - 240,000 \text{ 円} - 160,000 \text{ 円} - 320,000 \text{ 円} - 1,600,000 \text{ 円} - 2,500,000 \text{ 円} - 246,000 \text{ 円} - 251,800 \text{ 円} - 334,000 \text{ 円} - 141,300 \text{ 円} = 653,300 \text{ 円}$$

(5) 貸倒引当金戻入

$$257,642 \text{ 円}$$

$$(6) \text{ 合計 } (1) + (2) + (3) + (4) + (5) = 60,299,942 \text{ 円}$$

2. 必要経費

(1) 売上原価

$$3,175,000 \text{ 円} + 37,510,000 \text{ 円} - 3,012,000 \text{ 円} = 37,673,000 \text{ 円}$$

(注) 年末商品棚卸高

$$3,285,000 \text{ 円} - 325,000 \text{ 円} + 52,000 \text{ 円} = 3,012,000 \text{ 円}$$

(2) 営業費

$$12,200,317 \text{ 円} - 694,667 \text{ 円} - 62,750 \text{ 円} - 833,700 \text{ 円} - 23,000 \text{ 円} - 1,400,000 \text{ 円} - 60,000 \text{ 円} - 450,000 \text{ 円} - 840,000 \text{ 円} \times 55\% = 8,214,200 \text{ 円}$$

(3) 貸倒損失

$$60,000 \text{ 円} - 1 \text{ 円} = 59,999 \text{ 円}$$

(4) 減価償却費

① 店舗用建物

$$18,000,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.046 = 745,200 \text{ 円}$$

② 店舗用建物の資本的支出部分

$$1,400,000 \text{ 円} \times 0.046 \times \frac{6}{12} = 32,200 \text{ 円}$$

③ 事業用車両A

$$3,000,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.166 \times \frac{8}{12} = 298,800 \text{ 円}$$

④ 事業用車両B

$$2,400,000 \text{ 円} \times 0.167 \times \frac{4}{12} = 133,600 \text{ 円}$$

⑤ 事業用備品

$$1,100,000 \text{ 円} \times 0.200 = 220,000 \text{ 円}$$

$$(6) \text{ 小計 } ① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 1,429,800 \text{ 円}$$

$$(5) \text{ 青色専従者給与 } 2,500,000 \text{ 円}$$

(6) 貸倒引当金繰入額

① 個別評価

$$500,000 \text{ 円} \times 50\% = 250,000 \text{ 円}$$

② 一括評価

イ. 年末債権の額

$$3,670,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} + 1 \text{ 円} + 1,900,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} = 5,070,001 \text{ 円}$$

ロ. 実質的に債権とみられないものの額

a. 原則法

$$250,000 \text{ 円}$$

b. 簡便法

(注) 簡便割合

$$5,070,001 \text{ 円} \times 0.054 = 273,780 \text{ 円}$$

(注) 簡便割合

$$\frac{385,000 \text{ 円}}{7,025,000 \text{ 円}} = 0.0548 \dots \rightarrow 0.054$$

c. 判定

$$a > b \therefore 250,000 \text{ 円}$$

(該当するものを○で囲むこと)

ハ. 年末貸金の額

$$5,070,001 \text{ 円} - 250,000 \text{ 円} = 4,820,001 \text{ 円}$$

ニ. 繰入額

$$4,820,001 \text{ 円} \times \frac{55}{1,000} = 265,100 \text{ 円}$$

$$(3) \text{ 小計 } ① + ② = 515,100 \text{ 円}$$

$$(7) \text{ 合計 } (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) = 50,392,099 \text{ 円}$$

$$3. \text{ 所得の金額 } 1. - 2. = 9,907,843 \text{ 円}$$

山林所得 8,800,000 円

$$1. \text{ 総収入金額 } 19,500,000 \text{ 円}$$

2. 必要経費

(1) 原則

$$4,850,000 \text{ 円} + 4,400,000 \text{ 円} + 900,000 \text{ 円} = 10,150,000 \text{ 円}$$

		<p>(2) 概算経費</p> $(19,500,000円 - 900,000円) \times 50\% + 900,000円 = 10,200,000円$ <p>(3) 判定</p> <p>(1) \ominus (2) \therefore $10,200,000円$</p> <p>(該当するものを○で囲むこと)</p> <p>3. 所得の金額 1. - 2. - $500,000円 = 8,800,000円$</p>
譲渡所得 分離短期	2,140,000円	<p>1. 譲渡損益の計算</p> <p>(1) 分離短期 (土地 B)</p> $24,000,000円 - (21,080,000円 + 780,000円) = 2,140,000円$ <p>(2) 分離長期 (土地 A)</p> $25,000,000円 - (13,200,000円 + 750,000円) = 11,050,000円$ <p>(3) 総合長期 (事業用車両 A・美術品)</p> <p>① 総収入金額</p> $251,800円 + 3,850,000円 = 4,101,800円$ <p>② 取得費</p> $(833,700円 - 298,800円 = 534,900円) + 372,000円 = 906,900円$ <p>③ 譲渡費用 $147,025円$</p> <p>④ ① - (② + ③) = $3,047,875円$</p> <p>2. 所得の金額</p> <p>(1) 分離短期 $2,140,000円$</p> <p>(2) 分離長期 $11,050,000円$</p> <p>(3) 総合長期 $3,047,875円 - 500,000円 = 2,547,875円$</p>
分離長期	11,050,000円	
総合長期	2,547,875円	
一時所得	480,000円	<p>1. 総収入金額 $2,500,000円$</p> <p>2. 支出した金額 $1,520,000円$</p> <p>3. 所得の金額 1. - 2. - $500,000円 = 480,000円$</p>
雑所得	136,000円	<p>1. 総収入金額</p> $2,000円 + \left\{ 141,300円 \div (1 - 0.1) \right\} = 157,000円$ <p>= $159,000円$</p> <p>2. 必要経費 $23,000円$</p> <p>3. 所得の金額 1. - 2. = $136,000円$</p>

2. 課税標準の金額

総所得金額	11,909,530円	$244,750円 + 107,000円 + 9,907,843円 + 136,000円 + (2,547,875円 + 480,000円) \times \frac{1}{2} = 11,909,530円$
短期譲渡所得の金額	2,140,000円	
長期譲渡所得の金額	11,050,000円	
山林所得金額	8,800,000円	
合計	33,899,530円	

3. 所得控除額の金額

雑損控除	1,780,047円	<p>1. 損失の額</p> $(13,500,000円 - 4,000,000円 - 4,800,000円) + (700,000円 - 0円 - 500,000円) + 270,000円 = 5,170,000円$ <p>2. 控除額</p> <p>(1) $5,170,000円 - (33,899,530円 \times 10\%) = 3,389,953円$</p> <p>= $1,780,047円$</p> <p>(2) $270,000円 - 50,000円 = 220,000円$</p> <p>(3) 判定</p> <p>(1) \ominus (2) \therefore $1,780,047円$</p> <p>(該当するものを○で囲むこと)</p>
医療費控除	295,000円	<p>$395,000円 - \left\{ 33,899,530円 \times 5\% = 1,694,976円 \text{ ①} \right\}$</p> <p>= $295,000円$ ② $100,000円$ ②</p> <p>①, ②のうちいずれか (少ない・多い) 方の金額 (該当するものを○で囲むこと)</p>
社会保険料控除	842,000円	
生命保険料控除	40,000円	<p>1. 旧契約分 $56,000円 \times \frac{1}{4} + 25,000円 = 39,000円$</p> <p>2. 新契約分 $35,000円 \times \frac{1}{2} + 10,000円 = 27,500円$</p> <p>3. 合計 1. + 2. = $66,500円 > 40,000円$</p> <p>\therefore $40,000円$</p>
地震保険料控除	50,000円	<p>$52,000円 > 50,000円 \therefore 50,000円$</p>
障害者控除	750,000円	

第4回所得税法1級模擬問題解説

③

項目7. 必要経費になるかどうかを判断し、それぞれの各種所得の計算に区分する。

- (1) 一戸建住宅に係る減価償却費以外の経費は、事業所得の必要経費となる。
なお、減価償却費については、項目8の(1)を参照
- (2) 株式所得のための借入金利子は、配当所得の計算上必要経費に計上する。
- (3) 事業用車両Aは譲渡日まで減価償却をし、事業所得の計算上必要経費とする。未償却残高は、譲渡所得の必要経費とする。
- (4) 単行本の出版に係る経費は、雑所得の必要経費に計上する。
- (5) 修繕費のうち資本的支出となるものは、減価償却の対象となる。
- (6) 遠方地域の債権回収がその債権回収費用を超える場合、備忘価額1円を控除し、事業所得の必要経費とすることができる。
- (7) 予定納税額は、必要経費とならない。
- (8) 家事上の経費は、必要経費に算入できない。

項目8. 減価償却費 使用月数按分をする。償却方法は1により定額法

- ① 賃貸用一戸建住宅の減価償却費は、不動産所得の計算上必要経費に計上する。
- ② 店舗、車両、備品の減価償却費は、事業所得の計算上必要経費に計上する。

項目9. 青色専従者給与は、事業所得の計算上必要経費となるが、届出をした額を限度とする。

項目10. 貸倒引当金

- (1) ① 得意先B商店に対する売掛金は、翌年に納品しているので除外する。
② 買掛金250,000円は一括評価の際、実質的債権とみられないものの額の原則法として事業所得の計算をする。
③ 貸倒損失として処理したD社分の売掛金の備忘価額は、一括評価の際に年末債権の額に含める。
- (2) ① F社は、個別所得に売掛の50%を計上する。
② 年末現在未到来の割引手形、一括評価の年末債権の額に含めて計算する。
- (3) 商品仕入れに係る前渡金は、年末債権に該当しない。
- (4) 簡便法による相殺可能額を計算する(小数点第3位切捨て)。
相殺可能実績率 = 前年・前前年の実質的に債権と見られない額 ÷ 前年・前前年の債権額
- (5) 簡便法による相殺可能額と当年の相殺可能額と比較し、少額の金額を債権額から控除し、期末債権額を確定する。
- (6) 一括評価による引当金繰入の計算をする。
- (7) 個別評価と一括評価とで計算した金額を合算する。

[資料2] 山林所得

山林所得の条件は、①所有期間5年超 ②事業でないこと。

必要経費は、実額と概算額{(売却価額 - 譲渡経費) × 50%}との比較をする。特別控除額50万円を控除する。

第4回所得税法1級模擬問題解説

④

[資料3] 譲渡所得

所有期間を長期と短期に区分する。5年以上保有している土地は「分離長期譲渡所得」、5年未満の土地は「分離短期譲渡所得」、5年以上保有しかつ譲渡価額が30万円を超えている美術品は「総合長期譲渡所得」となる。総合長期譲渡所得は、特別控除額500,000円を控除する。

[資料4] 雑損控除

居住用の家屋と生活用動産の火災損失は、雑損控除の対象となる。求め方は、次のいずれか多い方の金額である。

- ① (災害等による損失 - 保険金) - 課税標準の10分の1
- ② 災害関連支出の金額 - 5万円

[資料5] 所得控除

- (1) 医療費控除 医療費の額 - 保険金の額 - $\frac{\text{合計所得金額の5\% (10万円を越える場合は10万円)}}{1}$
- (2) 社会保険料控除 (全額)

(3) 生命保険料控除 50,000円超100,000円以下なので 支払額 × $\frac{1}{4}$ + 25,000円

(4) 生命保険料控除 20,000円超40,000円以下なので 支払額 × $\frac{1}{2}$ + 10,000円

(5) 地震保険料控除 50,000円を限度とする保険料の額の全額

※ (3)は旧契約(平成23年12月31日以前に契約を締結した生命保険契約)の一般の生命保険料であり、(4)は新契約(平成24年1月1日以後に契約を締結した生命保険契約)の一般の生命保険料である。同一区分の生命保険料控除のなかに新・旧双方の契約がある場合、同一区分における控除限度額は40,000円となる。

[資料6] 扶養親族

妻 : 配偶者控除 380,000円

長女 : 青色事業専従者のため、扶養控除対象外

長男 : 一般扶養控除 380,000円

次男 : 特定扶養控除 630,000円

特別障害者控除 750,000円 (同居特別障害者)

●解答用紙 2. 課税標準の計算 について

総合長期譲渡所得金額と一時所得金額は、2分の1にする。

土地譲渡所得金額は、分離課税となる。

●解答用紙 5. 納付税額の計算 について

課税総所得金額……………普通税率

課税短期譲等所得金額……………税率30%

第6回所得税法能力検定模擬試験解答用紙

1 級

試験場校 _____
 受験番号 _____
 採 点 _____

第1問 (20点) @ 2点×10=20点

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
3月15日	納 税 地	過 大	5 年	山林所得*
へ	ト	チ	リ	ヌ
一時所得*	事業所得	損益通算	生計を一	社会保険料

※は順不問

第2問 (10点) ●印@ 2点×5=10点

- 医療費の額 $63,000円 + 378,000円 + 37,000円 = 478,000円$
- 足 切 額 $(8,215,000円 \times 5\% = 410,750円) \leq 100,000円 \therefore 100,000円$
(該当するものを○で囲むこと)
- 控 除 額 $478,000円 - 100,000円 = 378,000円$

第3問 (10点) ●印@ 2点×5=10点

- 収入金額 $15,200,000円 + 2,000,000円 + 2,300,000円 = 19,500,000円$
- 退職所得控除額
 - 勤続年数 30 年 2 月 $\rightarrow 31$ 年
 - 退職所得控除額 $8,000,000円 + 700,000円 \times (31年 - 20年) = 15,700,000円$
- 退職所得の金額 $(1. - 2.) \times \frac{1}{2} = 1,900,000円$

第4問 (60点)

□ 内に数字又は算式、() 内には文字を記入しなさい。

1. 各種所得の金額

●印@ 2点×30=60点

区 分	金 額	計 算 過 程
(配当)所得	174,000円	1. 収入金額 $176,000円 \div (1 - 0.2) = 220,000円$ 2. 負債の利子 46,000円 3. 所得の金額 1. - 2. = 174,000円
不動産所得	109,950円	1. 総収入金額 $300,000円 + 150,000円 + 1,200,000円 + 150,000円 = 1,800,000円$ 2. 必要経費 (1) 減価償却費 $19,800,000円 \times 0.053 \times \frac{8}{12} = 699,600円$ (2) その他 340,450円 (3) 合計 (1) + (2) = 1,040,050円 3. 所得の金額 1. - 2. - 1,040,050円 = 109,950円
事業所得	9,047,487円	1. 総収入金額 (1) 一般売上高 $68,793,000円 - 145,000円 - 300,000円 = 68,348,000円$ (2) 低額譲渡修正高 $145,000円 \leq 215,000円 \times 0.7 = 150,500円$ <small>(該当するものを○で囲むこと)</small> $\therefore 150,500円$ (3) 家事消費高 $415,000円 \leq 638,000円 \times 0.7 = 446,600円$ <small>(該当するものを○で囲むこと)</small> $\therefore 446,600円$ (4) 雑 収 入 $21,288,500円 - 7,000,000円 - 300,000円 - 300,000円 - 150,000円 - 1,200,000円 - 562,500円 - 176,000円 - 5,900,000円 - 459,000円 - 159,000円 = 5,082,000円$

(5) 貸倒引当金戻入 $\boxed{352,500 \text{ 円}}$

(6) 合計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) = $\boxed{74,379,600 \text{ 円}}$

2. 必要経費

(1) 売上原価

$\boxed{3,974,000 \text{ 円}} + \boxed{46,306,732 \text{ 円}} - \boxed{3,600,000 \text{ 円}} = \boxed{46,680,732 \text{ 円}}$ (注)

(注) 年末商品棚卸高

$\boxed{3,893,000 \text{ 円} - 348,000 \text{ 円} + 55,000 \text{ 円}} = \boxed{3,600,000 \text{ 円}}$

(2) 営業費

$\boxed{17,433,025 \text{ 円} - 340,450 \text{ 円} - 778,125 \text{ 円} - 46,000 \text{ 円} - 86,125 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} - 1,320,000 \text{ 円} + 510,000 \text{ 円} - 700,000 \text{ 円} - 1,005,000 \text{ 円} \times 40\%}$ = $\boxed{13,740,325 \text{ 円}}$

(3) 減価償却費

① 商品倉庫A

$\boxed{10,000,000 \text{ 円}} \times 0.9 \times \boxed{0.050} \times \frac{\boxed{2}}{\boxed{12}} = \boxed{75,000 \text{ 円}}$

② 商品倉庫B

$\boxed{13,500,000 \text{ 円}} \times \boxed{0.050} \times \frac{\boxed{2}}{\boxed{12}} = \boxed{112,500 \text{ 円}}$

③ 備品A

$\boxed{900,000 \text{ 円}} \times \boxed{0.125} \times \frac{\boxed{9}}{\boxed{12}} = \boxed{84,375 \text{ 円}}$

④ (備品B)

$\boxed{540,000 \text{ 円}} \times \boxed{0.200} \times \frac{\boxed{11}}{\boxed{12}} = \boxed{99,000 \text{ 円}}$

⑤ 小計 ① + ② + ③ + ④ = $\boxed{370,875 \text{ 円}}$

(4) 資産損失

$\boxed{(8,200,000 \text{ 円} - 75,000 \text{ 円}) - 7,000,000 \text{ 円}}$ = $\boxed{1,125,000 \text{ 円}}$

(5) 貸倒損失

$\boxed{30,000 \text{ 円} - 1 \text{ 円}}$ = $\boxed{29,999 \text{ 円}}$

(6) 青色専従者給与 $\boxed{3,000,000 \text{ 円}}$

(7) 貸倒引当金繰入額

① 個別評価

$\boxed{380,000 \text{ 円} \times \frac{50}{100}}$ = $\boxed{190,000 \text{ 円}}$

② 一括評価

イ. 年末債権の額

$\boxed{2,800,000 \text{ 円} - 300,000 \text{ 円} - 380,000 \text{ 円} + 800,000 \text{ 円} + 900,000 \text{ 円} + 1 \text{ 円}}$ = $\boxed{3,820,001 \text{ 円}}$

ロ. 実質的に債権とみられないものの額

i. 原則法

$\boxed{290,000 \text{ 円}} > \boxed{450,000 \text{ 円}} \therefore \boxed{290,000 \text{ 円}}$

(該当するものを○で囲むこと)

ii. 簡便法

(注)簡便割合

$\boxed{3,820,001 \text{ 円}} \times \boxed{0.071} = \boxed{271,220 \text{ 円}}$

(注)簡便割合

$\frac{\boxed{450,000 \text{ 円}}}{\boxed{6,280,000 \text{ 円}}} = \boxed{0.0716\dots} \rightarrow \boxed{0.071}$

iii. 判定

i $>$ ii $\therefore \boxed{271,220 \text{ 円}}$

(該当するものを○で囲むこと)

ハ. 年末貸金の額 イ. - ロ. = $\boxed{3,548,781 \text{ 円}}$

ニ. 繰入額

$\boxed{3,548,781 \text{ 円} \times \frac{55}{1,000}}$ = $\boxed{195,182 \text{ 円}}$

③ 小計 ① + ② = $\boxed{385,182 \text{ 円}}$

(8) 合計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) = $\boxed{65,332,113 \text{ 円}}$

3. 所得の金額

1. - 2. = $\boxed{9,047,487 \text{ 円}}$

山林所得 $\boxed{5,625,000 \text{ 円}}$

1. 総収入金額 $\boxed{14,500,000 \text{ 円}}$

2. 必要経費

(1) 原則

$\boxed{1,650,000 \text{ 円} + 4,350,000 \text{ 円} + 2,250,000 \text{ 円}}$ = $\boxed{8,250,000 \text{ 円}}$

(2) 概算経費

$\boxed{(14,500,000 \text{ 円} - 2,250,000 \text{ 円}) \times 50\% + 2,250,000 \text{ 円}}$ = $\boxed{8,375,000 \text{ 円}}$

(3) 判定

(1) $<$ (2) $\therefore \boxed{8,375,000 \text{ 円}}$

(該当するものを○で囲むこと)

第8回所得税法能力検定模擬試験解答用紙

1 級

試験場校 _____
 受験番号 _____
 採 点 _____

第1問 (20点) @ 2点×10=20点

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
事業所得	納 税 地	40	2,000円	取 得 費
へ	ト	チ	リ	ヌ
設 備 費	不動産の上に 存する権利	貸 付 け	30万円	譲 渡 所 得

第2問 (10点) ●印@ 2点×5=10点

- 不動産所得の損失の金額
 $2,100,000 \text{ 円} - 3,876,000 \text{ 円} = \triangle 1,776,000 \text{ 円}$
- 土地に係る借入金の利子
 $1,860,000 \text{ 円} \times \frac{42,000,000 \text{ 円}}{60,000,000 \text{ 円}} = 1,302,000 \text{ 円}$
- 損益通算の対象となる不動産所得の損失の金額
 $1,776,000 \text{ 円} - 1,302,000 \text{ 円} = 474,000 \text{ 円}$

第3問 (10点) ●印@ 2点×5=10点

- 交換の特例適用の判定
 $(50,000,000 \text{ 円} - 42,000,000 \text{ 円}) = 8,000,000 \text{ 円}$
 $(50,000,000 \text{ 円} \times 20\%) = 10,000,000 \text{ 円}$
 $8,000,000 \text{ 円} < 10,000,000 \text{ 円}$
 ∴ 適用 (あり)・なし (該当するものを○で囲むこと)
- 総収入金額
 $50,000,000 \text{ 円} - 42,000,000 \text{ 円} = 8,000,000 \text{ 円}$
- 取得費及び譲渡費用
 $(33,180,000 \text{ 円} + 1,820,000 \text{ 円}) \times \frac{8,000,000 \text{ 円}}{42,000,000 \text{ 円} + 8,000,000 \text{ 円}} = 5,600,000 \text{ 円}$
- 譲渡所得の金額
 $8,000,000 \text{ 円} - 5,600,000 \text{ 円} = 2,400,000 \text{ 円}$

第4問 (60点)

□ 内には数字又は算式を、() には文字を記入しなさい。

●印@ 2点×30=60点

1. 各種所得の金額

区 分	金 額	計 算 過 程
(配当)所得	282,000 円	1. 収入金額 $243,200 \text{ 円} \div (1 - 0.2) = 304,000 \text{ 円}$ 2. 負債の利子 22,000 円 3. 所得の金額 1. - 2. = 282,000 円
不動産所得	616,000 円	1. 総収入金額 1,748,000 円 2. 必要経費 482,000 円 3. 所得の金額 1. - 2. = 650,000 円 $650,000 \text{ 円} - 34,000 \text{ 円} = 616,000 \text{ 円}$
事業所得	15,697,723 円	1. 総収入金額 (1) 一般売上高 $87,361,500 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} - 320,000 \text{ 円} = 86,041,500 \text{ 円}$ (2) 試用販売高 800,000 円 (3) 低額譲渡修正額 $320,000 \text{ 円} \leq 470,000 \text{ 円} \times 0.7 = 329,000 \text{ 円}$ (該当するものを○で囲むこと) ∴ 329,000 円 (4) 家事消費高 $360,000 \text{ 円} > 500,000 \text{ 円} \times 0.7 = 350,000 \text{ 円}$ (該当するものを○で囲むこと) ∴ 360,000 円 (5) 雑収入 $4,706,200 \text{ 円} - 1,200,000 \text{ 円} - 1,748,000 \text{ 円} - 243,200 \text{ 円} - 60,000 \text{ 円} - 300,000 \text{ 円} - 900,000 \text{ 円} - 108,000 \text{ 円} = 147,000 \text{ 円}$ (6) 受贈益 $2,400,000 \text{ 円} \times \frac{2}{3} - 1,200,000 \text{ 円} = 400,000 \text{ 円} > 300,000 \text{ 円}$ ∴ 400,000 円 (7) (貸倒引当金戻入) 782,000 円 (8) 合 計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) = 88,859,500 円

2. 必要経費

(1) 売上原価

$$5,185,000 \text{ 円} + 59,120,691 \text{ 円} - 5,239,800 \text{ 円} = 59,065,891 \text{ 円}$$

(注) 年末商品棚卸高

$$5,097,000 \text{ 円} + 714,000 \text{ 円} \times \frac{200,000 \text{ 円}}{1,000,000 \text{ 円}} = 5,239,800 \text{ 円}$$

(2) 営業費

$$18,271,900 \text{ 円} - 3,600,000 \text{ 円} - 22,000 \text{ 円} - 1,980,000 \text{ 円} - 840,000 \text{ 円} + 272,000 \text{ 円} - 1,397,200 \text{ 円} - 482,000 \text{ 円} - 1,300,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円} - 1,081,000 \text{ 円} \times 30\% = 8,098,400 \text{ 円}$$

(3) 賃借倉庫権利金償却費

$$1,300,000 \text{ 円} \times \frac{9 \text{ 月}}{5 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} = 195,000 \text{ 円}$$

(4) 減価償却費

① 店舗用建物

イ. 本体部分 $26,000,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.037 = 865,800 \text{ 円}$

ロ. 資本的支出部分

(定額法償却率) $3,600,000 \text{ 円} \times 0.038 \times \frac{8}{12} = 91,200 \text{ 円}$

ハ. イ. + ロ. = $957,000 \text{ 円}$

② 営業用車両 A

$$2,800,000 \text{ 円} \times 0.167 \times \frac{3}{12} = 116,900 \text{ 円}$$

③ 営業用車両 B

$$(1,200,000 \text{ 円} + 400,000 \text{ 円}) \times 0.167 \times \frac{9}{12} = 200,400 \text{ 円}$$

④ 備品 A

$$800,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 0.166 = 119,520 \text{ 円}$$

⑤ 備品 B

イ. 見積耐用年数 (簡便法)

$$(6 \text{ 年} - 2 \text{ 年}) + 2 \text{ 年} \times 20\% = 4.4 \text{ 年} \rightarrow 4 \text{ 年}$$

ロ. 減価償却費

$$480,000 \text{ 円} \times 0.250 \times \frac{7}{12} = 70,000 \text{ 円}$$

⑥ 小計 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ = $1,463,820 \text{ 円}$

(5) 青色専従者給与 $3,500,000 \text{ 円}$

(6) (貸倒損失) $480,000 \text{ 円}$

(7) 貸倒引当金繰入額 (一括評価)

① 年末債権の額

$$1,500,000 \text{ 円} + 300,000 \text{ 円} + 5,980,000 \text{ 円} - 200,000 \text{ 円} - 780,000 \text{ 円} = 6,800,000 \text{ 円}$$

② 実質的に債権とみられないものの額

イ. 原則法

$$600,000 \text{ 円} > 500,000 \text{ 円} \therefore 500,000 \text{ 円}$$

(該当するものを○で囲むこと)

ロ. 簡便法

(注) 簡便割合

$$6,800,000 \text{ 円} \times 0.041 = 278,800 \text{ 円}$$

(注) 簡便割合

$$\frac{300,000 \text{ 円}}{7,170,000 \text{ 円}} = 0.0418\cdots \rightarrow 0.041$$

ハ. 判定

$$イ < ロ \therefore 278,800 \text{ 円}$$

(該当するものを○で囲むこと)

③ 年末貸金の額 ① - ② = $6,521,200 \text{ 円}$

④ 繰入額

$$6,521,200 \text{ 円} \times \frac{55}{1,000} = 358,666 \text{ 円}$$

(8) 合計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) = $73,161,777 \text{ 円}$

3. 所得の金額 1. - 2. = $15,697,723 \text{ 円}$

山林所得 $13,640,000 \text{ 円}$

1. 総収入金額 $29,000,000 \text{ 円}$

2. 必要経費

(1) 原則

$$2,760,000 \text{ 円} + 11,600,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円} = 14,860,000 \text{ 円}$$

(2) 概算経費

$$(29,000,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円}) \times 50\% + 500,000 \text{ 円} = 14,750,000 \text{ 円}$$

(3) 判定

$$(1) > (2) \therefore 14,860,000 \text{ 円}$$

(該当するものを○で囲むこと)

3. 所得の金額

1. - 2. - $500,000 \text{ 円} = 13,640,000 \text{ 円}$

譲渡所得 総合短期	0 円	1. 譲渡損益の計算 (1) 総合短期 (営業用車両 A) $900,000円 - (1,397,200円 - 116,900円) = \triangle 380,300 円$
分離長期	12,869,000 円	(2) 分離長期 (土 地) $23,200,000円 - (9,821,000円 + 510,000円) = 12,869,000 円$
総合長期	341,700 円	(3) 総合長期 (骨とう品) $3,800,000円 - (2,440,000円 + 138,000円) = 1,222,000 円$
一時所得	400,000 円	2. 内部通算 (総合短期・総合長期相互間での通算) $1,222,000 円 - 380,300 円 = 841,700 円$ 3. 所得の金額 (1) 分離長期 12,869,000 円 (2) 総合長期 $841,700 円 - 500,000 円 = 341,700 円$
雑所得	1,221,000 円	1. 総収入金額 $1,350,000円 \times 60\% + 50,000円 + 40,000円 = 900,000 円$ 2. 支出した金額 0 円 3. 所得の金額 1. - 2. = $500,000 円 = 400,000 円$
		1. 総収入金額 $60,000円 + 1,200円 + 4,859,800円 = 4,921,000 円$ 2. 必要経費 $2,350,000円 + 900,000円 + 450,000円 = 3,700,000 円$ 3. 所得の金額 1. - 2. = $1,221,000 円$

2. 課税標準の計算

総所得金額	18,187,573 円	$282,000円 + 616,000円 + 15,697,723円 + 1,221,000円 + (341,700円 + 400,000円) \times \frac{1}{2} = 18,187,573 円$
長期譲渡所得の金額	12,869,000 円	
山林所得金額	13,640,000 円	
合計	44,696,573 円	

3. 所得控除の計算

医療費控除	550,140 円	$650,140 円 - \left\{ \begin{array}{l} 44,696,573 円 \times 5\% = 2,234,828 円 \text{ ①} \\ 100,000 円 \text{ ②} \end{array} \right\}$ = 550,140 円 ①, ②のうちいずれか (少ない) ・ 多い) 方の金額 (該当するものを○で囲むこと)
社会保険料控除	1,395,200 円	
(生命) 保険料控除	90,000 円	
(地震) 保険料控除	35,500 円	1. 一般分 $80,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円 = 40,000 円$
寄附金控除	498,000 円	2. 個人年金分 126,000 円 > 100,000 円 ∴ 50,000 円
		3. 合計 1. + 2. = 90,000 円
		$\left\{ \begin{array}{l} 500,000 円 \text{ ①} \\ 44,696,573 円 \times 40\% = 17,878,629 円 \text{ ②} \end{array} \right\} - 2,000 円$ ①, ②のうちいずれか (少ない) ・ 多い) 方の金額 (該当するものを○で囲むこと) = 498,000 円
障害者控除	750,000 円	
配偶者控除	380,000 円	
扶養控除	1,840,000 円	$630,000円 + 630,000円 + 580,000円 = 1,840,000 円$
基礎控除	380,000 円	
合計	5,918,840 円	

4. 課税所得金額の計算

(1) 課税総所得金額	12,268,000 円	$18,187,573 円 - 5,918,840 円 = 12,268,000 円$	1,000 円 未滿切捨
(2) 課税長期譲渡所得金額	12,869,000 円		1,000 円 未滿切捨
(3) 課税山林所得金額	13,640,000 円		1,000 円 未滿切捨

5. 納付税額の計算

4の(1)に対する税額	2,512,440 円	$12,268,000 \text{円} \times 33\% - 1,536,000 \text{円}$	=	2,512,440 円
4の(2)に対する税額	1,930,350 円	$12,869,000 \text{円} \times 15\%$	=	1,930,350 円
4の(3)に対する税額	876,500 円	$\{(13,640,000 \text{円} \div 5 = 2,728,000 \text{円}) \times 10\% - 97,500 \text{円} = 175,300 \text{円}\} \times 5$	=	876,500 円
算出税額計	5,319,290 円			
配当控除	14,100 円	$282,000 \text{円} \times 5\%$	=	14,100 円
差引所得税額	5,305,190 円			
源泉徴収税額	100,800 円	$304,000 \text{円} \times 20\% + 40,000 \text{円}$	=	100,800 円
申告納税額	5,204,300 円	100 円	未滿切捨	
予定納税額	1,980,000 円			
納付税額	3,224,300 円			